

生活の再建に向けた資金

災害援護資金貸付制度

台風で負傷または住宅、家財に被害を受けた人は、生活再建に必要な資金を借りることができます。

対象要件と貸し付け限度額／表1のとおり
所得による制限／表2のとおり

申請期限／12月31日(火)
申請方法／災害援護資金借入申込書に、必要書類を付けて社会福祉課に提出してください。

必要書類／り災証明書、世帯全員の所得証明書、世帯全員の住民票の写し、医師の診断書(負傷がある場合)、保証人に関する書類
☎62・5317

表1 対象要件と貸し付け限度額

対象になる要件	貸し付け限度額	
	世帯主に1か月以上の負傷がある場合	世帯主に1か月以上の負傷がない場合
世帯主の負傷のみ	150万円	-
家財が3分の1以上損壊	250万円	150万円
住宅が半壊	270万円(350万円※)	170万円(250万円※)
住宅が全壊	350万円	250万円(350万円※)
住宅全体が滅失・流失	350万円	350万円
利率	年1.5% (据え置き期間中や連帯保証人がいる場合は無利子)	
据え置き期間	3年以内 (特別な場合は5年以内※)	
償還期間	10年以内 (据え置き期間を含む)	

※被災した住宅を建て直す際にその住宅の残存部分を取り壊さざるを得ない場合など、特別な事情がある場合は()内の額や期間。

表2 所得による制限

世帯人数	市民税の平成30年中の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	730万円に1人増えることに30万円を加えた額 住宅が滅失した場合は1,270万円

低所得世帯への貸し付け

緊急小口資金貸付制度

台風で住宅に被害を受けた低所得世帯が、生活に必要な資金を借りることができます。災害援護資金を借り受ける人は対象になりません。

限度額／10万円
利率／無利子
据え置き期間／2か月以内
償還期間／据え置き期間経過後、1年以内

申請方法／借入申込書に必要書類を付けて、社会福祉協議会に提出してください。

必要書類／り災証明書、世帯全員の所得証明書、世帯全員の住民票の写し、印鑑証明書、健康保険証の写しなど
☎57・577

医療費一部負担金の減免

国民健康保険

医療機関を受診したとき、自己負担額の支払いが困難な被災者は、窓口での支払いは減免か猶予されます。氏名、生年月日などを申し出ること、被保険

者証なしで受診できます。

対象

次のいずれかに該当する人。
●住宅被害が半壊以上

●主たる生計維持者が死亡や重篤な疾病

●主たる生計維持者が業務を廃止か休止、失職し、現在収入がない

☎62・5331
国民健康保険課国民健康保険班

医療費一部負担金の減免

後期高齢者医療保険

住宅に著しい被害を受けた被保険者は、申請により千葉県後期高齢者医療広域連合が認めた場合、医療機関を受診したときの窓口での支払いが減免か猶予されます。

対象／●住宅、家財、そのほかの財産の10分の2以上、被害を受けた人 ●災害で生活が困難な人(所得制限があるので問い合わせてください)

減免の割合／表3のとおり
減免期間／申請のあった日から6か月以内

☎62・5882
国民健康保険年金課高齢者医療年金班

減免制度があります

介護保険料と介護保険利用者負担額

被保険者本人か、被保険者の生計を主に維持する人が所有する住宅、家財などが半壊以上の損壊を受けた場合、介護保険料と介護保険利用者負担額を減免する制度があります。

減免を受けるには、り災証明書が必要です。くわしくは高齢者福祉課に問い合わせてください。

☎62・5308
国民健康保険年金課介護保険班

表3 減免の割合

住宅、家財、そのほかの財産について著しい損害を受けた場合

被保険者が属する世帯の全世帯員の合計総所得金額など	減免の割合	
	損害の程度が10分の2以上10分の5未満のとき(半壊)	損害の程度が10分の5以上のとき(全壊)
500万円以下	2分の1	免除
500万円超 750万円以下	4分の1	2分の1
750万円超 1000万円以下	8分の1	4分の1

台風15号で被害を受けた人へ

各種支援情報を紹介します

9月9日に上陸した台風15号により、

千葉県全域に甚大な被害がもたらされました。

旭市でも建物や農業施設などに多くの被害が発生しています。

この災害に伴い、現在決定している再建に向けた各種支援を紹介いたします。

発行しています

り災(被災)証明書

住家の被害程度などを申請に基づき証明するもので、各種支援や融資などを受ける場合に必要の証明書です。

〈り災証明書とは〉

住家の被害程度を証明するものです。被害程度には全壊、半壊、一部損壊などがあります。

〈被災証明書とは〉

店舗や物置など住家以外の建物、外構や門扉、車両、家財などの動産などが被災したことを市が証明するものです。
申請方法／税務課にあるり災

(被災)証明交付申請書に必要事項を記入し①り災(被災)証明交付申請書②被災箇所がわかる写真(印刷したもの)③印鑑④本人確認書類(運転免許証など)を持

参の上、提出してください。
※写真は撮影日を記録してください。農業施設の証明書は農水産課で受け付けます。

申請方法／税務課資産税班(☎62・5323)

被災があつた人は申請を

固定資産税の減免

令和元年分の固定資産税が、被害の程度に応じて減免されます。減免は申請日以降に到来す

る納期分からが対象です。

対象被害の程度／家屋に半壊以上の被害を受けている

申請方法／税務課にある減免申請書に必要事項を記入し、提出してください。

申請方法／税務課資産税班(☎62・5323)

受け入れています

台風15号の災害ごみ

台風15号の影響で発生した災害ごみは、通常のごみと分けて次のとおり受け入れています。

期間／10月20日(日)まで
※土・日曜日でも受け入れます。
時間／午前9時～午後4時

台風15号による主な被害の概要(10/1時点)

住家被害

●全壊 2棟 ●半壊 3棟
●一部損壊 1,432棟

農業関係被害

農畜産物 415,695千円
農業施設 1,574,222千円

最大停電世帯

19,100軒(9月9日) ※9月16日解消

場所／仁玉スポーツ広場(図)

受け入れる災害ごみ／瓦、金属類(トタン・アルミサッシ)、コンクリート(ブロック・がら)、

プラ系廃棄物(塩ビトタン・雨どい)、ガラス、陶磁器、畳、スレート、石膏ボード、木材(柱・ベニヤ・木・枝。1m程

度の長さにしたもの)、家具類、家電類(災害で使えなくなったものに限る)

〈注意事項〉

- 生ごみなどの生活ごみは通常通り収集するので、持ち込まないでください。
- り災(被災)証明書と運転免許証の提示が必要です。
- 必ず分別してから持ち込んで

ください。

●災害に関係ないごみの持ち込みはできません。

●家屋の解体や補修などを、業者に依頼した場合の災害ごみは、産業廃棄物となるため受け入れません。被災者のり災(被災)証明書と、委任状を持

参した場合受け入れます。
●事業用のスレート類は持ち込みできません。

●スレート建築物を解体する場合は、解体前に必ず環境課に連絡してください。

●農業用廃プラスチック類は持ち込みできません。くわしくは農水産課(☎74・3671)に問い合わせてください。

申請方法／環境課環境政策班(☎62・5328)

